



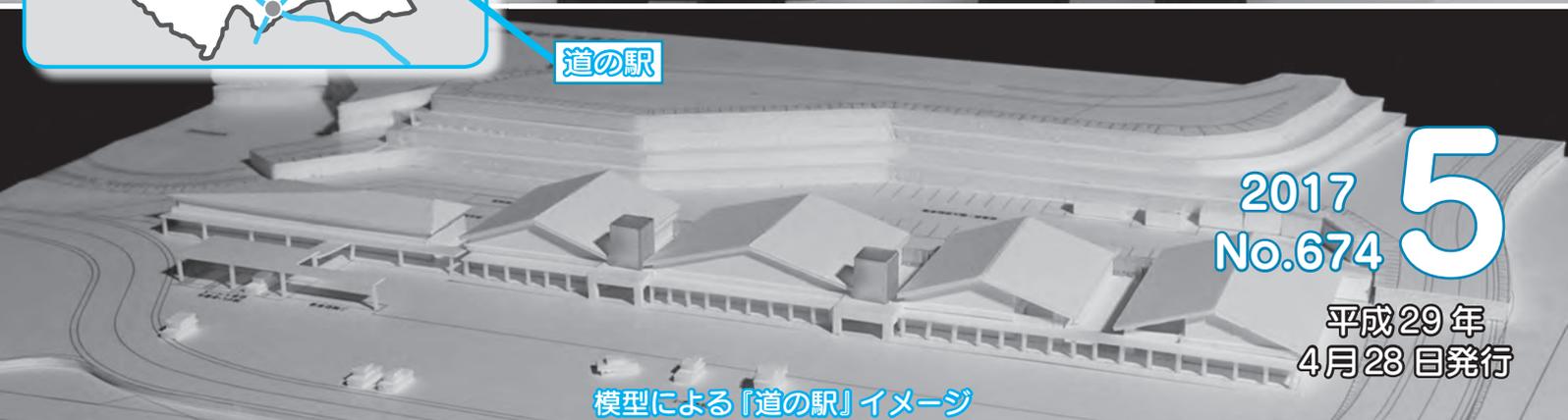
人と自然が織りなす、輝くまち



『道の駅』位置図



道の駅



模型による『道の駅』イメージ

2017 No.674 5

平成29年
4月28日発行

主な内容

- 平成29年度の施策と予算…………… 2
- 町消防団員を募集しています…………… 10
- 障害者差別に関する相談窓口開設… 12
- 子育て支援事業の取り組み…………… 16
- (仮称)本郷地区新小学校の進捗状況… 24

道の駅指定管理予定者と覚書締結

3月23日、町は役場において阿見町道の駅の指定管理予定者に選定された(株)ファーマーズ・フォレストとの覚書を締結しました。

町では、地域の産業振興を図ることを目的として道の駅の整備を推進しており、平成32年度の開業を目指しています。今後は、指定管理予定者と協力して施設計画の協議や運営準備を進めていきます。

●平成 29 年度の施策と予算●

『阿見町第 6 次総合計画』による

『みんなが主役のまちづくり』

3月の町議会で可決された平成29年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では313億1,347万2千円、前年度比1.0%の増。一般会計予算では172億2,900万円、前年度比2.0%の増となりました。今年度の主な施策と予算をお伝えします。

阿見町長 天田富司男

施政方針



世界経済の不透明感、景気の先行きに対する懸念はあるものの、やや長いスパンで捉えるならば、我が国の経済は緩やかな拡大過程にあると見ております。町の根幹的な歳入である町税収入には、緩やかな回復基調がみられます。

しかしながら、今後は社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、新小学校建設・国体開催・道の駅の開設・老朽化した公共施設の維持修繕等により、相当量の事業費が必要となることが見込まれます。

依然として厳しい財政状況にあります。依然として厳しい財政状況にありますが、さらなる行財政改革を進めるとともに、施策の選択と集中による財源の有効活用、国・県からの交付金等の活用、さらには、基金の活用により諸施策を講じてまいります。本年は町にとって大きな

事業の進捗がかかった大事な年だと認識しております。町民の皆さまとともに「みんなが主役のまちづくり」を実現するため、町長として先頭に立ち、正面から挑む所存です。議員各位ならびに町民の皆さまのなご一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

主な施策の概要

第6次総合計画および地方版総合戦略に位置付けられた重要プロジェクト、定住促進、安全・安心に関する施策を中心にその概要をご説明いたします。

①重要プロジェクト

町では3つの重要プロジェクトが進行しており、これらを着実に進めてまいります。

本郷地区内の新小学校建設は、平成30年4月の開校に向け本格的な工事に着手しました。

第74回国民体育大会の開催は、平成31年の開催に向けた体制づくりを進め、県および関係団体等との調整、大会調査や施設整備工事等を進めてまいります。

道の駅の開設は、施設の運営管理を行う指定管理予定者を定めました。これにより、

来年度は施設の実設計を進めるとともに、生産者等と連携した運営体制の構築に取り組んでまいります。

②定住促進

住んでいて良かったと思えるまちづくりを進めることにより、特に若年層の定住を促進し、人口増加につなげてまいります。

▼子育て環境の向上

子育て中の親子が集える場の提供、子育てに関する情報の収集・提供を行う地域子育て支援センター事業を推進します。

また、ファミリーサポートセンターの利用料金の軽減・学校給食費第三子無償化事業を継続してまいります。

保育環境の充実を目指し、荒川本郷地区内に民間保育所を整備します。また、障害児の受け入れ拡大を図る障害児保育事業補助金を継続いたします。

▼教育環境の向上

将来を担う人材を育成する教育、その場となる優良な教育環境を提供することは町の大切な役目であり定住促進につながるものと考えます。

本郷地区の新小学校建設、周辺の道路整備に引き続き取り組みとともに、放課後児童施設の建設工事に着手いたします。

既存の学校施設については改修計画に基づき、阿見小学校、

阿見中学校の設備改修工事を実施いたします。

望ましい教育環境を確保するため、阿見町学校再編基本計画による再編を実施いたします。

▼まちづくり

定住促進に向けては、町の基盤整備も重要となります。

荒川本郷地区では、民間事業者による宅地開発を積極的に誘導いたします。

阿見吉原地区では、県が進める阿見吉原土地区画整理事業へ支援・協力を行ってまいります。

都市基盤の軸となる都市計画道路寺子・飯倉線の整備に向け、土地評価および詳細設計を実施いたします。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき維持修繕を実施します。

上水道・下水道につきましては、まちづくりと連動した計画的な整備を行ってまいります。

▼その他

定住促進・少子化対策の奨励金事業、都市部の健康な高齢者の移住に伴う土地利用促進と雇用促進が期待されるプラチナタウンの形成に向けた取組を加速させてまいります。

③安全・安心

町民の関心が特に高い分野であるとともに、定住促進にもつながる重要な施策となります。

これに、確実に取り組み、安心の実感を高めてまいります。

▼公共施設の安全

管理する公共施設の耐震性の確保はもとより、適切な維持管理に努め、利用者の事故を未然に防ぐ必要があります。町の建物の建造物の耐震化は全て終了しましたが、天井や照明器具等の落下防止に努める必要から、全中学校および5つの小学校の学校体育施設の非構造物耐震化対策工事に着手いたします。

これらのほかに、総合運動公園の改修工事を防衛省の補助事業として実施いたします。

しかしながら、維持管理に充てることのできる財源には限りがあることから、公共施設等総合管理計画および施設ごとに作成する個別施設計画に基づき、対応してまいります。

▼防災

町民とともに防災に関する意識を高めること、訓練をはじめとする活動を継続してまいります。

各地区における自主防災組織育成事業を拡大継続するとともに、防災リーダー育成講座を実施し、自助および共助による防災力の向上を目指します。公助に関しては、防災行政無線の維持管理、計画的に実施している防災備蓄品整備、さらには消防団車両や消火栓の整備、消防団

装備品強化等を進めます。

大地震等の発生に対して、被害を最小限に留めるため、旧耐震基準で建築されている木造住宅に対して、耐震化費用の一部を補助する木造住宅耐震補強補助事業を実施いたします。

▼防犯

夜間の交通事故および犯罪の発生を防ぐため、各行政区からの要望を踏まえた、防犯灯を新設いたします。

▼医療・健康

町民の健康課題や対策を見極め、適切な保健指導体制の再構築、データに基づく保健事業の実施に向け、データヘルス計画を策定いたしました。本計画に基づき、保健事業を効果的・効率的に実施してまいります。

骨髄等の移植およびドナー登録の推進に寄与する骨髄移植ドナー支援事業をはじめます。

町内すべての小中学校の職員室等の室内に設置しているAEDを学校体育施設にも設置し、万が一の事態に備えます。

④好機を捉えた施策展開

首都圏中央連絡自動車道の延伸によるアクセス向上は、来町者のさらなる増加、新たな企業進出、転入者の増加を図る好機となります。また、国体開催や道の駅開設を控え、事業者や農業者の機運を高めていく好機に

もなります。

▼農業の振興

農業所得の向上、担い手の確保に引き続き取り組みます。産学官連携による新商品開発や新事業創出を目指し、農業の6次産業化を進めます。さらには阿見町産の野菜の価値を高め、販路の拡大を目指す野菜等産地化推進事業を実施いたします。

農業の担い手の確保に関しては引き続き、農業後継者を支援いたします。

▼商工業の振興

新商品開発の支援を実施いたします。創業支援事業により、新たな需要や雇用を創出し、地域産業の活性化を促進します。

また、地域の消費喚起にもつながる住宅用LED照明設置補助金交付事業を継続いたします。

さらには、企業誘致や中小事業者に対する支援に取り組み、地域経済の活性化、雇用の拡大につなげてまいります。

▼観光の振興

町の観光の現状と課題を整理し、これからの観光振興施策の展開方針、推進方法を定める観光振興計画を策定いたしました。本計画を基に、観光プロジェクトを推進するとともに、広域的な観光交流のまちづくりを進めてまいります。

また、地方創生を目的とした交付金の活用、県や周辺市町村

との連携により、霞ヶ浦湖岸のサイクリング環境の向上を図り、魅力ある霞ヶ浦湖岸を創出してまいります。

⑤人材の活用・育成

町の発展を支える人材、さまざまな主体の協力が重要です。町民の活躍の場をつくり、人材を育むとともに、さまざまな主体との連携を進めてまいります。

▼協働・男女共同参画

協働による新たなまちづくりを推進するため、阿見町市民公益活動支援制度をはじめます。また、阿見町第3次男女共同参画プランに基づき、積極的に事業を進めてまいります。

▼教育

総合教育会議において、教育委員会との協議調整を行うことで教育施策の方向性の共有化を図ってまいります。また、教育に関する基本的な計画となる教育振興基本計画、生涯学習推進計画につきまして、後期基本計画の策定を進めてまいります。

文化芸術振興条例により、心豊かで活力のある町民生活および活力のある社会の実現に寄与してまいります。

▼連携

大学等教育機関、民間企業、周辺市町村との連携を深め、効果的かつ質的にも向上した行政サービスを目指してまいります。

平成 29 年度 阿見町の予算

平成 29 年度
予算総額

313 億 1,347 万 2 千円

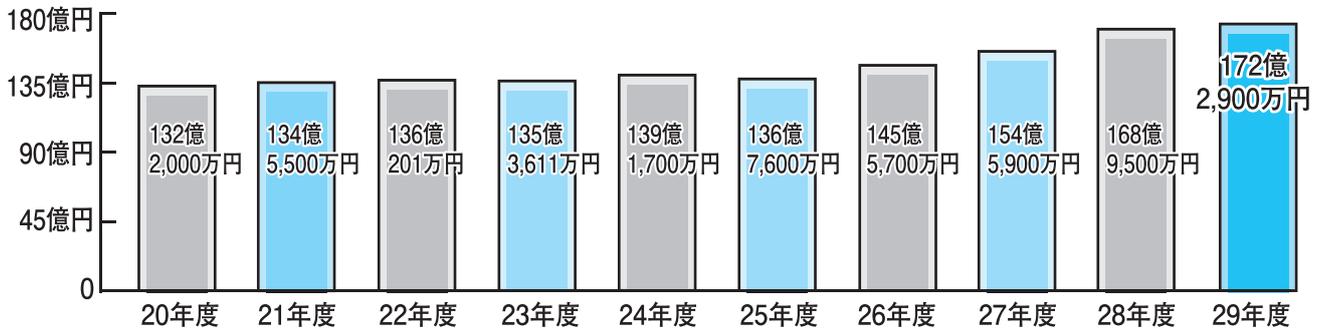
前年度比較 2 億 9,696 万 1 千円 (1.0%) 増

▼内訳

会 計	平成 29 年度予算	平成 28 年度比較
一 般 会 計	172 億 2,900 万円	3 億 3,400 万円 (2.0%) 増
特 別 会 計	121 億 7,100 万円	2 億 5,600 万円 (2.1%) 減
国民健康保険特別会計	61 億 8,400 万円	100 万円 (0.0%) 増
公共下水道事業特別会計	18 億 5,100 万円	4 億 2,500 万円 (18.7%) 減
土地区画整理事業特別会計	500 万円	200 万円 (28.6%) 減
農業集落排水事業特別会計	1 億 4,200 万円	3,200 万円 (18.4%) 減
介護保険特別会計	31 億 5,100 万円	1 億 4,800 万円 (4.9%) 増
後期高齢者医療特別会計	8 億 3,800 万円	5,400 万円 (6.9%) 増
公営企業会計 (水道事業会計)	19 億 1,347 万 2 千円	2 億 1,896 万 1 千円 (12.9%) 増

● 予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

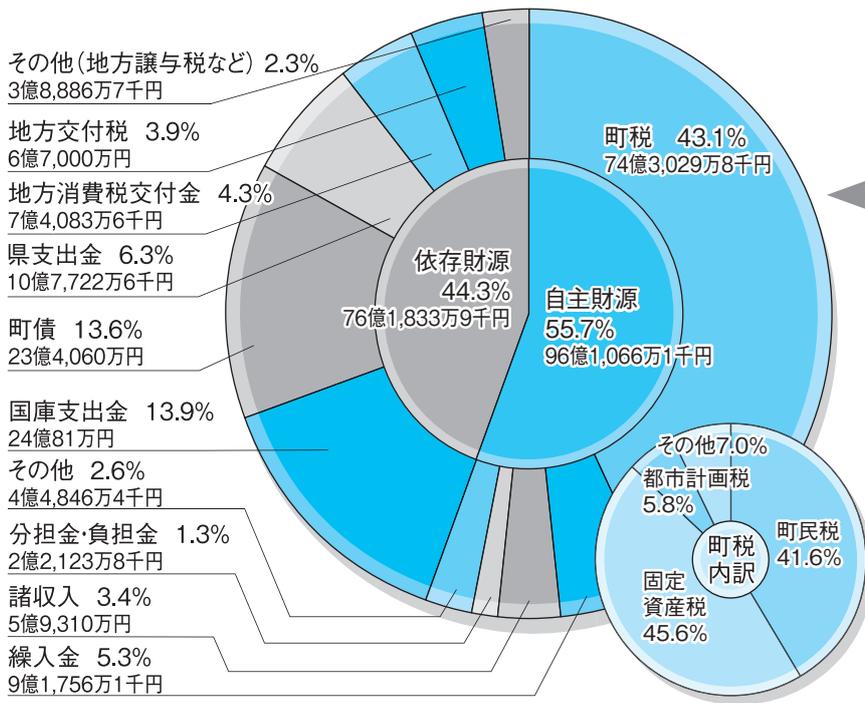
▼一般会計予算の推移



基金の残高			町債の残高	
基金等の名称	28 年度末見込	29 年度末見込	28 年度末見込	
財政調整基金	27 億 1,650 万円	20 億 7,583 万円	28 年度末見込	一般会計 145 億 9,086 万 9 千円
減債基金	3 億 7,310 万円	3 億 7,310 万円		特別会計 77 億 3,669 万 2 千円
その他の基金	20 億 7,284 万 4 千円	18 億 3,518 万 7 千円		水道事業会計 13 億 6,488 万 4 千円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8,000 万円	2 億 8,000 万円	29 年度末見込	合 計 236 億 9,244 万 5 千円
公共下水道整備基金	10 万円	10 万円		一般会計 156 億 46 万 9 千円
介護給付費準備基金	1 億 5,636 万 8 千円	1 億 5,636 万 8 千円		特別会計 72 億 5,091 万 6 千円
農業集落排水事業債減債基金	8,116 万 3 千円	5,991 万 3 千円		水道事業会計 13 億 2,592 万 7 千円
土地開発基金 (現金)	360 万円	360 万円		合 計 241 億 7,731 万 2 千円
合 計	56 億 8,367 万 5 千円	47 億 8,409 万 8 千円	※掲載金額は、平成 29 年 3 月 31 日時点での見込みです	

予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

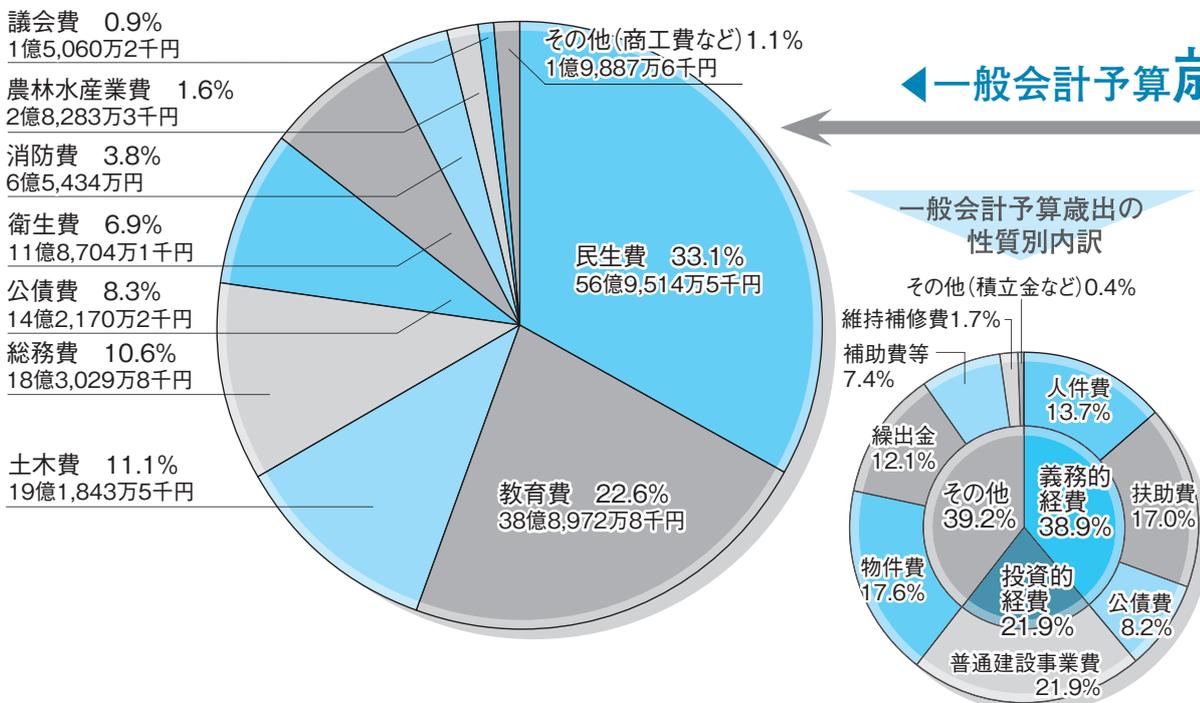
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、町民税・固定資産税とも増となり、74億3千万円で、対前年度2億1千万円(+2.9%)の増となりました。地方交付税は、6億7千万円で、対前年度6千9百万円(△9.3%)の減となりました。国庫支出金は、新小学校建設に伴う国庫負担金の増などにより、24億円で、対前年度4億7千7百万円(+24.8%)の増となりました。繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金および新小学校建設の財源としての公共公益施設整備基金繰入金の減により、9億1千7百万円で、対前年度5億7千1百万円(△38.4%)の減となりました。町債は、道の駅整備推進事業、国民体育大会事業に伴う増などにより、23億4千万円で、対前年度2億7千4百万円(+13.3%)の増となりました。

←一般会計予算歳出



一般会計予算歳出の性質別内訳

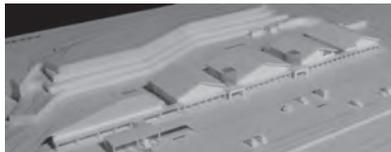
総務費では、道の駅施設整備に係る用地取得費、実施設計委託料などの計上により、18億3千万円で、対前年度2億2千7百万円(+14.2%)の増となりました。民生費では、荒川本郷地区に民間保育所を整備するための保育所整備補助金、新設小学校敷地内に建設する放課後児童クラブ専用室建設工事費などの計上により、56億9千5百万円で、対前年度6億3千2百万円(+12.5%)の増となりました。土木費では、政府経済対策に伴う道路橋梁維持補修事業等の平成28年度予算への一部前倒しなどにより、19億1千8百万円で、対前年度2億7千9百万円(△12.7%)の減となりました。教育費では、新設小学校整備事業、国施設整備事業の増などにより、38億8千9百万円で、対前年度1億5千2百万円(+4.1%)の増となりました。

平成 29 年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」におけるまちづくりの基本目標である4つの分野に分けて紹介します。

3. 暮らしを支えるまちづくり

- **道の駅整備推進事業** 【3億4,979万円】
平成32年度のオープンを目指し、平成29年度は事業用地を取得するとともに、造成および建築工事の実施設計に着手します。【道の駅整備推進室】



▲ 模型による「道の駅」イメージ

- **創業支援事業《新規》** 【300万円】
創業等により町内で新しい事業を行う者に対し、創業支援のための補助金を交付することにより、新たな需要や雇用を創出し、地域産業の活性化を促進します。

【商工観光課】

- **木造住宅耐震補強補助事業《新規》** 【277万円】
大地震などによる被害を最小限に留めるため、旧耐震基準（昭和56年以前）で建築されている木造住宅にかかる耐震診断費耐震設計費耐震改修費の一部を補助します。

【都市計画課】

《その他の主な事業》

- **多面的機能支払交付金事業** 【2,556万円】
- **道路橋梁維持補修事業** 【3億3,436万円】

4. 安全・安心のまちづくり

- **自主防災組織育成事業** 【871万円】
地区単位で防災減災ワークショップを開催し、地区防災計画の作成支援を通じて自主防災組織の育成強化を図ります。【交通防災課】

- **消防機械力整備事業《新規》** 【1,487万円】
平成29年度は第3分団の消防ポンプ自動車を更新し、消防団資機材の充実強化を図ります。【交通防災課】



消防ポンプ自動車▶

《その他の主な事業》

- **住宅用LED照明設置補助金交付事業** 【200万円】
- **公共下水道整備事業** 【6億1,912万円】

1. 人がつながるまちづくり

- **町民特派員事業《新規》** 【9万円】
町民特派員を設置し、広報の取材や編集に携わってもらうことにより、町の魅力や親しみやすさわかりやすい情報の発信を推進します。【情報広報課】

- **3世代同居・近居促進奨励金** 【600万円】
3世代同居・近居を奨励し、定住促進を図ります。

【政策秘書課】

- **市民公益活動支援事業《新規》** 【50万円】
市民活動団体の専門性や柔軟性等の特色を活かした活動を通し、地域の活性化や地域課題の解決を図り、町民が主体的に活動する新たなまちづくりの促進に繋がる市民活動を支援します。【町民活動推進課】

《その他の主な事業》

- **さわやかフェア事業** 【336万円】
- **男女共同参画センター事業** 【523万円】



2. 人を育むまちづくり

- **保育所整備事業** 【1億9,423万円】
町待機児童の解消と、荒川本郷地域の保育需要に対応するため、平成30年4月に民間保育所を開設します。

【子ども家庭課】

- **放課後児童施設整備事業** 【1億1,537万円】
本郷地区新設小学校敷地内に放課後児童クラブ専用室を建設します。【子ども家庭課】

- **骨髄移植ドナー支援事業《新規》** 【14万円】
骨髄または末梢血幹細胞を提供した者に対し、骨髄移植ドナー支援事業補助金を交付することにより、骨髄等の移植およびドナー登録の推進を図ります。

【健康づくり課】

- **学校体育施設開放事業《新規》** 【54万円】
各小中学校体育館にAEDを設置します。

【生涯学習課】

《その他の主な事業》

- **国民体育大会事業** 【2億6,871万円】
- **新設小学校整備事業** 【20億3,453万円】

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、町民活動センターに寄せられた情報の中から『オレンジの会』をご紹介します。

オレンジの会

当会は、認知症の人やその家族・地域住民・ボランティア・専門家等が交流し、認知症に対する理解を深めるための『オレンジカフェ(認知症カフェ)』を運営しています。

会員同士の協力と協調のもと、認知症の人やその家族への支援と認知症予防活動を通じて地域社会に貢献することを活動目的としています。

国が平成25年度から進めてきた「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」で示されていた「地域での日常生活・家族の支援の強化」を実施するために、10人の会員が平成26年5月にオレンジの会を結成しました。



▲多くの皆さんが参加されます

■オレンジカフェとは？

平成27年5月から福祉センターまほろばで認知症の人やその家族等がテーブルを囲んで交流するほか、合唱・軽い体操・脳トレーニング・創作活動・町地域包括支援センター職員による認知症講座や相談会・町内の薬局薬剤師によるお薬相談会等、さまざまなイベントを実施しています。毎回、オレンジの会のスタッフを含め40人前後の町民の皆さんがオレンジカフェに参加しています。

また、今年2月から町内2か所目のオレンジカフェとして、本郷ふれあいセンターで『本郷オレンジカフェ』を開催しています。こちらも毎回40人以上の町民の皆さんに参加していただいています。



▲あなたも参加してみませんか？

■参加方法・対象者

- ▼申込・参加料は不要です
- ▼認知症の人やそのご家族等、どなたでもご利用できますのでお気軽にご参加ください

■開催日時・場所

名称	まほろばオレンジカフェ	本郷オレンジカフェ
開催日	▼毎月第3木曜日	▼毎月第4木曜日(6~9月、平成30年1月~3月) ※5・10・11・12月は5月24日(水)・10月24日(火)・11月22日(水)・12月27日(水)に開催
開催時間	▼午後1時30分~3時30分	▼午後1時30分~3時30分
開催場所	▼福祉センターまほろば(廻戸372) ☎887-3969	▼本郷ふれあいセンター(本郷1-11-1) ☎830-5100

■問合せ

オレンジの会 田邊 ☎080-5542-6590

軽自動車税 減免手続き・税率改正 (平成 28 年度以降)

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (156)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

障害者減免

4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ① 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ② 戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③ 精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④ 療育手帳 判定がAまたはA

▼対象となる運転者

- ① 障害者本人
- ② 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③ 障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象 ※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、

普通自動を含めて一台に限ります
 ※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません
 ※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
 ※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

▼申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(水)】までです。軽自動車税納税通知(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の認印・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車税の税率改正

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

平成28年度以降税率が変更になります。

種別		平成27年度以前	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの (ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	1,200円	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	二輪のもの	1,600円
		四輪のもの	1,000cc 以下のもの 1,000cc 超のもの
	その他のもの (フォークリフト等)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの (側車付のものを含む)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	4,000円	6,000円

■軽自動車 (四輪以上および三輪)

- ①平成27年3月31日以前に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります
 - ②平成27年4月1日以降に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度から改正後の税率になります
 - ③毎年4月1日現在で初度検査 (新規登録) から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます
- ※ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種別	①平成27年3月以前に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正前税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車			
		②平成27年4月以後に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正後税率)	③初度検査から13年を経過したもの (重課税率) 平成28年度から		
軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円	

●グリーン化特例 (軽課税率)

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初度登録 (新規登録) を受けた四輪以上および三輪の軽自動車に排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両 (新車に限る) は、平成29年度分限り軽自動車税が軽減されます。

種別	電気軽自動車および天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) (軽課税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車			
		平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)	平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)		
軽自動車	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	

あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つたわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル（技術）は、自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団の入団については、交通防災課までお気軽にご相談ください。

■消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常駐の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、児童を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与 ▼公務災害補償あり
- ▼退職報償金制度（5年以上）あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

■消防団のおもな活動

- ▼各種消防訓練・地区の水利点検・放水訓練・出初式・防火防災教室・消防ポンプ取扱い訓練など

■消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、交通防災課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である（学生可）③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

■消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団（第1～15分団）、各分団から選出された指導員、女性部により構成されています
- ▼町消防団の事務等は交通防災課が行っています



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

■分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

町内クリーン作戦

（廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0091）

町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼期日 5月28日(日) ※雨天予備日 6月4日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼平成28年度の実績(2回実施の合計) ごみの回収量:17.53トン、延べ参加人数:23,954人

家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月28日(日) ※雨天予備日 6月4日(日)

▼回収手順

- ① 使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ② 使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③ 行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④ 使用済天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤ 空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するが、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

▼平成28年度の実績(2回実施の合計) 油の回収量:1,853リットル

『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

▼日時 5月28日(日) 午前10時から

▼場所 中央公民館1階多目的室

▼講師 高津勇氏

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼募集期間 5月8日(月)～12日(金)

▼申込方法 下記に電話または直接申し込む

▼その他 参加者には苗をプレゼントします。ビニール袋を持参してください

▼問合せ 環境政策課 ☎888-1111(251)



▲緑のカーテン

障害のある人もない人も 安心して暮らせる まちづくり

『障害差別解消法』が施行されました

町では、『阿見町第3次障害者基本計画・障害者福祉計画』を策定し、障害者の人権を尊重するため、障害者や関係者そのほか町民全体に障害者差別解消および障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのさまざまな施策の推進および啓発に取り組んでいます。

社会福祉課 ☎888-1111 (161)

『障害者差別解消法』の概要

■『障害者差別解消法』とは？

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関・地方の公共団体・民間事業者等における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現につなげることを目的としています。

■対象となる障害のある人

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・そのほかの心身の機能の障害がある人で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態の人（障害者手帳を持っていない人も対象となります）。

■社会的障壁とは？

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものをさします。具体的には、通行の支障となるものや利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識しない習慣・文化・障害のある人の偏見などです。

■『障害者差別解消法』のポイント

障害を理由とした差別解消のため、障害のある人に対する「不当な差別的な取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

対象機関等	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取り扱い禁止	法律的義務（障害者に対し合理的配慮を行わなければならない）
民間事業者 （個人的事業者・NPO 法人等も含む）		努力義務（障害者に対し合理的配慮を行なうよう努めなければならない）

■不当な差別的扱い

不当な差別的扱いとは、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけたりすることです。

●具体的な事例

- ▼お店に入ろうとしたら、車いすを利用することを理由に入店を断られた
- ▼アパートやマンションを借りようとして障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった
- ▼障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断られた

■合理的配慮の不提供

合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行わないことです。

●具体的な事例

- ▼交通機関を利用したいときに、どの乗り物に乗ったらいいかわからないので職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった
- ▼災害時の避難所などで聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった
- ▼車いすの使用・補装具の使用・盲導犬や介助犬を同伴していること等を理由として、正当な理由なく差別的行為を受けた

■合理的配慮の具体的例

- ▼車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすること
- ▼視覚障害のある人に書類など内容を読み上げながら説明すること
- ▼聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領』を策定しました

■要領の概要

- ▼『障害者差別解消法』では、町などの地方公共団体は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、行政機関の職員が、障害を理由とする差別の解消に関して適切に対応するために必要な要領を定めるよう規定されています
- ▼この『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領(以下「要領」)』は、法律に基づき、町職員がその事務またはその事業を行うに当たり、障害を理由として障害のある人に不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと不当な差別的取扱いを禁止しています
- ▼また、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別・年齢・障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を行わなければならないとしています
- ▼この要領は、町ホームページおよび役場社会福祉課の窓口で閲覧することができます

障害者差別に関する相談窓口(役場社会福祉課内)の設置

障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関して、障害のある人やその家族等からの相談を受けるための相談窓口を役場社会福祉課内に設置しています。

相談窓口	役場社会福祉課(中央1-1-1) ☎ 888-1111(内線161)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始を除く
相談内容	障害を理由とする不当な差別的取扱いに関すること
相談方法	相談の方法(来訪・電話・郵便・ファックス等)は問いません

町障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別に関する相談の事案について、情報共有や差別の解消に向けて効果的な検討を進めていくため、『阿見町障害者差別解消支援地域協議会』を設置しています。

この協議会では、地域の関係機関が連携して情報を共有しながら、相談事案の解決を後押しするための協議を行い、県の障害者差別解消支援協議会に情報提供を行い、また関係機関に対して協力を求めています。協議していくことで、地域ぐるみで障害者差別解消に向けた取り組みを進めていきます。

■もっと詳しく知りたいときは・・・

国・県のホームページでは、さらに詳しい関連資料や詳しい取り組みが掲載されています。

- ▼内閣府ホームページ: 障害を理由とする差別の解消の推進
URL: www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html
- ▼茨城県ホームページ: いばらきの障害福祉政策⇒差別解消の推進について
URL: www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/8.html

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

ごみの資源化

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

ごみの資源化

町では、限りある資源を有効に活用するため、ごみの分別・資源化を推進しています。

しかしながら、町内におけるリサイクル率は、県内の平均値より低いのが現状です。町民の皆さまのより一層のご協力をお願いします。

資源ごみとして分別・収集しているものは以下のとおりです。

種類	ごみの出し方	回収日	お願い
ビン	ビン専用コンテナ	資源ごみの日 ▼朝日中学校区:木曜日 ▼阿見中・竹来中学校区: 金曜日	▼ビンの金属製のキャップは、燃えないごみとして出してください
缶	缶専用コンテナ		
ペットボトル	ペットボトル専用コンテナ		▼ペットボトルのキャップやラベルは分別して燃えるごみとして出してください
新聞紙	それぞれの種類ごとにヒモでまとめる	資源ごみ（紙類・布類）の日 ▼朝日中学校区:火曜日 ▼阿見中・竹来中学校区: 水曜日	▼回収日が雨の日には出さないでください
ダンボール			
雑誌			
牛乳パック			
布	「燃えるごみ袋」に入れる		
家電製品（家電リサイクル対象品を除く）	「燃えないごみ袋」に入れる	燃えないごみの日 ▼朝日中学校区:火曜日 ▼阿見中・竹来中学校区: 水曜日	▼「燃えないごみ袋」に入らない大きさのものは「粗大ごみ」として処分してください
資源になる金属			

『資源ごみ』の持ち去りは禁止されています。見かけたらご連絡ください！

町内のごみ集積所に出された『資源ごみ』が持ち去られるという事例が発生しています。ごみ集積所に出された資源ごみを持ち去る行為は、町条例により禁止されています。「資源ごみ」の持ち去り行為を発見した場合には、下記にご連絡をお願いします。

※持ち去り行為をしている人に、直接声をかけて注意をすると、トラブルに巻き込まれたり危害を加えられたりする可能性がありますので、むやみに声をかけないようにしましょう

『資源ごみ持ち去り』に関する連絡先

連絡先	電話番号	受付時間
廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) 追原 2731-2	889-0281	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日・年末年始を除く

連絡の際に教えていただきたいこと

<input type="checkbox"/>	1. 持ち去り現場の場所と日時
<input type="checkbox"/>	2. 持ち去った人物の特徴（体格・服装）・人数
<input type="checkbox"/>	3. 持ち去った資源ごみの種類・数量
<input type="checkbox"/>	4. 車両の種類・色・ナンバー

皆さまのご協力をお願いいたします



▲『持ち去り禁止』の表示板

知って安心！介護保険 地域密着型サービス

介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (143・144)

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるよう地域の実情に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合われます

主なサービスの種類

■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）

で食事・入浴などの介護や支援を受けるもので、要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事・レクリエーション・地域の行事への参加等、さまざまな催しが行われ、家庭的な雰囲気の中で少人数での共同生活を営みます。町では5事業所（表1：①～⑤）が整備されています。

※グループホーム利用の場合、サービスを利用した自己負担額（サービス費用の1割または2割に加えて、家賃・食材料費・そのほかの費用がかかる場合があります。詳細は各事業所へお問い合わせください）

■ 小規模多機能型居宅介護
小規模の住宅型の施設で『通所』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。町では1事業所（表1：⑥）が整備されています。

※小規模多機能型居宅介護利用の場合、サービスを利用した自己負担額（サービス費用の1割または2割）に加えて、食材料費・宿泊費・そのほかの費用がかかる場合があります。詳細は各事業所へお問い合わせください

表 1: 町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
グループホーム	①阿見ケアコミュニティ そよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型 居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
地域密着型 通所介護	⑦デイサービス優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	10人

■ 地域密着型通所介護（デイサービス）
地域密着型の通所介護は、通所施設で食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供する少人数制のサービスで

利用者の心身機能の維持向上
家族負担の軽減を図ります。
要介護1～5の人が利用できます。町では1事業所（表1：⑦）が整備されています。
※サービス利用を希望する人は担当のケアマネジャーへご相談ください。また、サービスを利用した自己負担額（サービス費用の1割または2割）と食費・日常生活費・その他の費用がかかります。詳細は事業所へお問い合わせください

子育て支援事業 の取り組み



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117・119)

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。平成27年4月から公立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所で保育事業を実施しています。

それぞれ特色が異なりますので、希望施設を決定される際には事前に見学されることをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室	小規模保育事業所	阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育（幼稚園）部分を含みます

▼開所（園）時間

保育短時間8時間、保育標準時間11時間を各施設で設定しています。11時間以上開所（園）している施設（延長保育）や保育短時間のみの施設もあります。

民間託児施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

実施場所	託児所・チャーミー（福田 2404-2）
問合せ	☎ 889-4321

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所
対象	<ul style="list-style-type: none"> ▼公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童 ▼私立保育園・幼保連携型認定こども園: 満1歳以上から就学前までの児童(別途条件を設定している場合もあります) ▼小規模保育事業所: 生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで)
利用料金	児童1人あたりの料金(食事・おやつ代含む) ▼公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園: 2,000円 ▼小規模保育事業所児童: ①生後6か月～1歳未満 2,500円 ②1歳以上～3歳 2,000円
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ▼公立保育所 <ul style="list-style-type: none"> ▽利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1ヶ月前から可能) ▽初回利用の場合は利用の前に面接が必要です ▽予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します ▼私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所 <ul style="list-style-type: none"> ▽各実施場所にお問合せください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください

病後児保育事業

病後児保育とは、病気や怪我の回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ①町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している児童 ②4月2日時点で1歳に到達している児童
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ▼病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください ▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります ▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

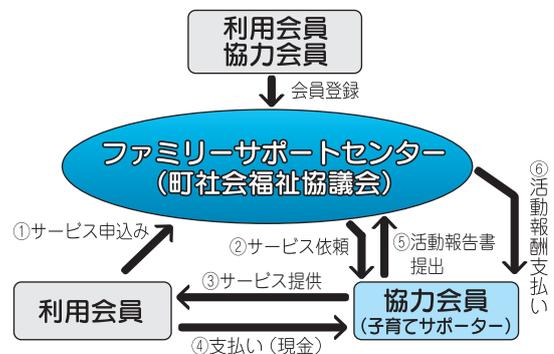
▼サービスの内容

- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

腹部超音波検診 (集団健診)

申し込みが始まります



健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

今年度人間ドックや医療機関健診で受診される場合はお申し込みできません。ご注意ください。

※対象年齢は平成30年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円

■ 検診日程

期 日	受付時間(各日)	場 所
8月21日(月)	①午前 7時～ 7時30分 ②午前 8時～ 8時30分 ③午前 9時～ 9時30分 ④午前 10時～ 10時30分	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
8月22日(火)		
8月23日(水)		
9月13日(水)		
9月22日(金)		
9月25日(月)		
9月27日(水)		

■ 注意事項

- 検査が終了するまでは、ご飲食ができませんのでご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼ 現在、肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中または経過観察中の人
 - ▼ 自覚症状がある人
 - ▼ 毎回、結果が要精密検査となる人

■ 申込期間

5月25日(木)まで(必着)
 ※お申し込みされた人には、7月中旬にご案内をお送りします

■ 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 右記申込用紙の1～5をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記に申し込む
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館し、所定の用紙に記入し、申し込む

※ファクスや電話による申し込みはできません
 ※希望された日時が定員を超えた場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください(先着順ではありません)。なお、毎年初日に希望が集中する傾向があります

▼ 申込先 〒300-0331 阿見町阿見4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

■ 腹部超音波検診申込用紙

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日(年齢)	大正・昭和 年 月 日(歳) ※平成30年3月31日時点の年齢
4. 電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
5. 希望日時	第1希望: 月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時30分 ・ いつでも可
	第2希望: 月 日 ・ いつでも可
	午前 時～ 時30分 ・ いつでも可

4月1日から『骨髄移植ドナー支援事業』を開始しました

町では、骨髄移植およびドナー登録の推進に寄与し、血液難病患者の治療機会の拡充を図るために、平成29年4月1日から骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに対して、補助金を交付しています。

助成金額

骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して、提供のための通院や入院1日につき2万円を交付します
※1回の提供につき限度額は14万円(入院7日分)になります

助成対象

下記すべてに該当する人 ※ドナー休暇制度を設ける企業・団体等に所属する人は除きます

- ▼(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄などを提供した
- ▼企業・団体等に所属し、給与やその他の給付を受けている
- ▼町の住民基本台帳に登録されている
- ▼町税に滞納がない

申込方法

※詳細は町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000003653.html>)をご覧ください
骨髄の提供が完了した日から90日以内に下記の書類を健康づくり課に提出してください

- ▼阿見町骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ▼骨髄バンクが発行する骨髄などの提供が完了したことを証明する書類の写し

問合せ

- ▼助成制度に関すること:健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎888-2940
- ▼骨髄ドナー登録に関すること:(公財)日本骨髄バンク ☎03-5280-1789

血液が足りません 献血にご協力ください!

町では、輸血用血液を年間を通じて安定して供給できるように、町内で献血バスによる献血を実施しています。今年度は下記の日程で献血を行いますので、多くの皆様のご協力をお願いします。詳細は健康づくり課までお問い合わせいただくか、町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000001145.html>)をご覧ください。

献血実施日程 ※日程は変更になることがあります

期 日	受付時間	会 場
6月 6日(火)	午前10時～午後4時	フードスクエアカスミ阿見店
7月12日(水)	午前9時30分～11時	総合保健福祉会館「さわやかセンター」
	午前10時～正午	マイアミショッピングセンター
7月18日(火)	午後1時30分～午後4時	町役場
8月23日(水)	午前10時～午後4時	フードスクエアカスミ荒川沖店
10月22日(日)	午前10時～午後3時	総合保健福祉会館「さわやかセンター」
11月20日(月)	午前9時45分～11時15分	町役場
12月18日(月)	午前10時～午後4時	フードスクエアカスミ阿見店
平成30年 3月16日(金)		

献血実施内容

献血バスによる献血では「400ml献血」・「200ml献血」の2種類の献血を行っています。献血1回あたりにかかる時間は20～30分ほどです。ひとりでも多くの皆様のご協力をお待ちしています。

献血の基準	400ml 献血	200ml 献血
年齢	▼男性:満17歳～満69歳 ▼女性:満18歳～満69歳	▼男女ともに満16歳～69歳
体重	▼男女ともに50kg以上	▼男性45kg以上 ▼女性40kg以上
献血の間隔	▼男性:12週間後 ▼女性:16週間後に再度献血可能	▼男女とも4週間後に再度献血可能
年間献血可能回数	▼男性3回以内 ▼女性2回以内	▼男性6回以内 ▼女性4回以内

国民年金 学生納付特例制度

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除などの遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなりました。

所得枠

118万円(本人所得)
▼扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円
▼社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に加算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書・年金手帳・印鑑(本人署名の場合不要)

▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ、書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し

▼昨年または今年、会社など

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます



承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

土浦年金事務所から

5月の休日開庁日
日時 5月13日(土)午前9時30分～午後4時
問合せ 土浦年金事務所
☎825-11170

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 29年度・第1回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



平成 28 年度の消費生活相談状況

- ▼平成 28 年度の相談受付件数:340 件 ※平成 27 年度は 347 件
- ▼契約者の性別 男:171 件 女:154 件 その他(不明・団体企業):15 件
- ▼契約者の年齢

(単位:件)

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	不明	計
5	27	31	39	55	59	74	30	20	340

▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	架空請求	60	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上での架空請求:46 件 <ul style="list-style-type: none"> ▼アダルトサイトの年齢確認をクリックしたら、登録完了画面になり、登録料を請求された ▼有料サイトの利用履歴があり料金が未納である、今日中に支払わなければ法的手続きをとるとの不審なメールが届いた ●電話での架空請求:7 件 <ul style="list-style-type: none"> ▼裁判所職員を名乗る人物から、以前購入した健康食品に未払いがあり、販売業者から裁判を起こされているとの不審な電話があった ●ハガキでの架空請求:6 件 <ul style="list-style-type: none"> ▼購入した覚えのない商品の代金が未納であり、訪問販売業者から訴状が申請されているとのハガキが届いた
2	融資サービス	20	<ul style="list-style-type: none"> ▼最近亡くなった家族あてに消費者金融や債権回収業者から『借金を返せ』と通知が届いた。借金していたことは知らなかった ▼金融機関から借入があり滞納している。督促状が届いたが生活が困窮していて返済ができない
3	修理サービス	19	<ul style="list-style-type: none"> ▼来訪した業者から火災保険を使って無料で雨どいの修理ができると説明され、申し込んだが解約したい

消費者庁からのお知らせ

● 5 月は消費者月間です。今年度のテーマは『行動しよう 消費者の未来へ』

毎年 5 月は消費者月間として、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発などを実施しています。安全・安心で豊かな社会を目指し、みんなで行動しましょう。

問い合わせ:▼町消費生活センター☎888-1871(ファクシミリ兼用/月~金曜日の午前 9 時~午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン☎188へ)
ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html
▼商工観光課☎888-1111(171)



うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (232)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

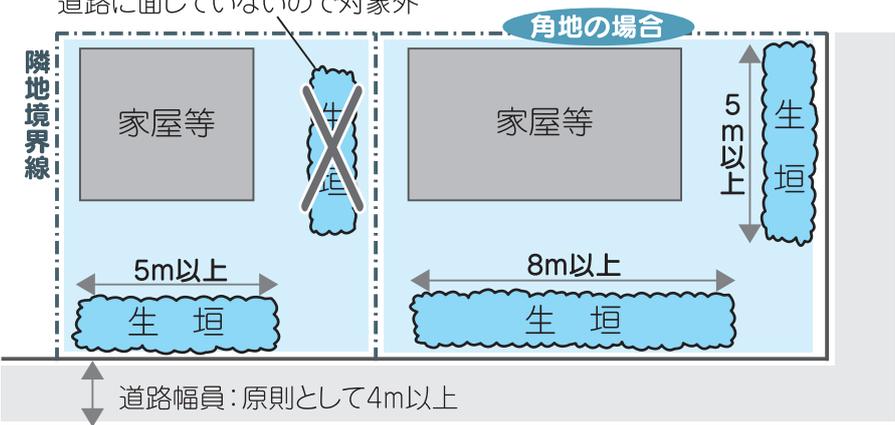
▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

補助の条件

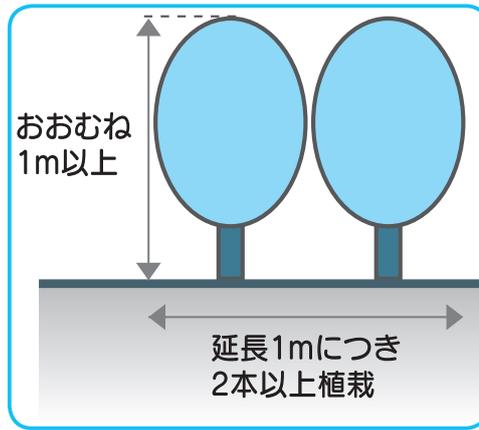
生垣の長さなど

▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの
※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要

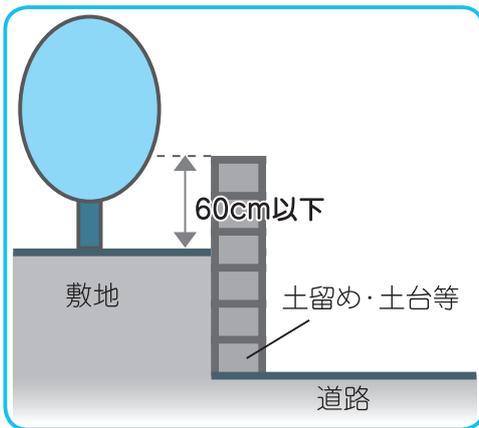
道路に面していないので対象外



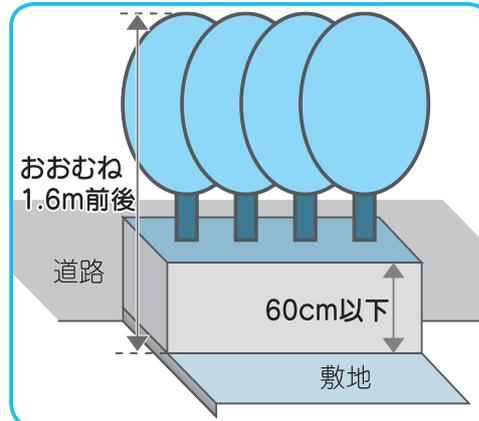
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

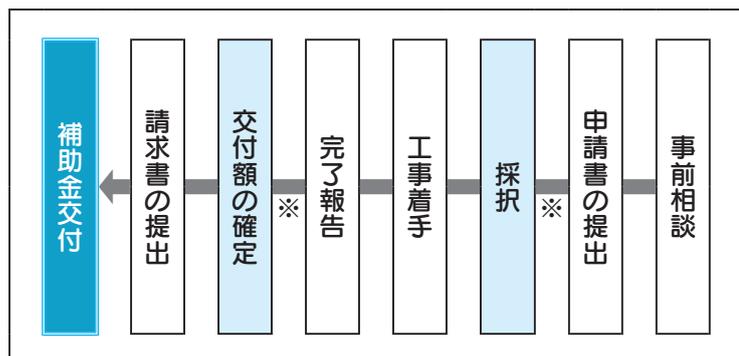
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (232)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

町立学校の再編

(仮称)本郷地区新小学校の 通学区域および学校再編の進捗状況について

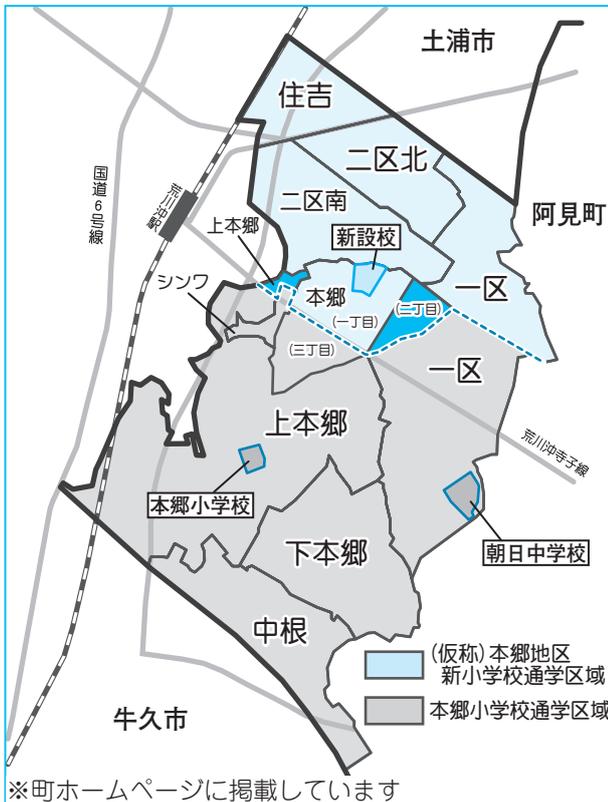
学校教育課 ☎888-1111 (321)

(仮称)本郷地区新小学校の通学区域が決定しました

平成30年4月の開校に向け建設を進めている(仮称)本郷地区新小学校の通学区域が決定しましたのでお知らせいたします。

通学区域の決定にあたっては、平成28年7月13日付で、町教育委員会から諮問しました『阿見町立学校再編検討委員会』で再編計画の協議が重ねられ、平成29年3月24日付で答申をいただきました。

通学区域



通学区域の行政区一覧

小学校名	通学区域
本郷小学校	▼一区(一部を除く) ▼上本郷(一部を除く) ▼下本郷 ▼本郷(一部を除く) ▼シンワ ▼中根
(仮称)本郷地区新小学校	▼住吉 ▼二区北 ▼二区南 ▼一区(一部を除く) ▼上本郷(一部を除く) ▼本郷(一部を除く)

※(仮称)本郷地区新小学校の通学区域から本郷小学校に通学を希望する場合は、阿見町指定校変更許可基準に基づき、本郷小学校への通学が可能です

※左図の **■** (上本郷の一部、本郷二丁目) について
▼下記の①②の条件を満たさない世帯については、本郷小学校の通学区域とする

- ①平成29年8月31日までに対象地区内に定住した世帯
 - ②平成29年8月31日までに対象地区内の土地を取得し、かつ、住宅建築の契約を行った人
- ▼また、平成29年8月31日までに、(仮称)本郷地区新小学校区域内に定住し、同一区域内において転居を行う場合は、この限りではない

学校再編の進捗状況

学校名	進捗状況
実穀小学校	平成28年12月から実穀小学校・本郷小学校統合準備委員会(保護者・地域の代表、教職員で構成)を組織し、平成30年4月の本郷小学校との統合に向けた準備を進めています。
吉原小学校	平成28年6月から阿見小学校・吉原小学校統合準備委員会(保護者・地域の代表、教職員で構成)を組織し、平成30年4月の阿見小学校との統合に向けた準備を進めています。
君原小学校 阿見第二小学校	平成29年度以降も継続して、各小学校検討委員会で検討するとともに、保護者や地域住民の皆さまと話し合いを行っていきます。

※詳細については、学校教育課にお問い合わせください

町の情報（防災・防犯等）を素早くメールでお知らせ

あみメールを登録しましょう!

▼簡単に登録できます ▼名前・住所・性別・電話番号等は取得しません

情報広報課 ☎888-1111 (298)

あみメールとは、町が携帯電話・スマートフォンやパソコンに災害・防犯情報などの緊急情報や観光・イベント情報など、緊急かつ特別にお知らせしたい行政情報を電子メールを使って配信するサービスのことです。このメール配信サービスを受信するためには、あらかじめ決められた手順に従って、ご自分のメールアドレスを登録しておく必要があります。

町メール配信サービス『あみメール』の登録方法等

携帯電話・スマートフォンから登録する場合

- 1 『t-ami@sg-m.jp』宛てに空メール（タイトル・本文に何も記入しないメール）を送る
- 2 空メール送信後すぐに受信する「仮登録受付メール」の本文内に表示される URL をクリックする
- 3 利用規約の確認・同意の後に、受信したい情報を下記の表から選んで画面を進んで登録する
- 4 登録完了メールが届けば登録手続きは完了となります



▲QRコード
(あみメール登録)

パソコンから登録する場合（町ホームページのトップページに『あみメール』のバナーがあります）

下記リンクから登録画面へ進み、利用規約の確認・同意の後に登録をお願いします。

URL <https://service.sugumail.com/ami/member/> ※町ホームページ内の町メール配信サービスのページ

登録手続きがうまくできないとき

▼**迷惑メール対策**:入力したメールアドレスに誤りがないのに仮登録メールが届かない場合、迷惑メール設定等によりメールが受信ができない状態となっている可能性があります。取扱説明書や各社のホームページなどにおたずねください。**迷惑メール設定などの携帯電話等の操作方法については、町ではお答えできません**

▼**ショートメッセージサービス**:ショートメッセージサービス(SMS)は、あみメールに登録することができません

▼**2009年以前に発売のガラケー**:2009年以前に発売された携帯電話では、あみメールに登録することができません

『あみメール』配信情報の一覧

『あみメール』では、下記の7つのカテゴリーで情報をメール配信しています。『防災情報』以外の情報は、利用者が必要な『情報の種類』下記の一覧から選択して、自分で受信設定を変更することができます。

情報の種類	配信内容	主な配信元
防災情報※	地震・気象情報・防災訓練のお知らせなど	交通防災課
防犯・交通安全情報	不審者・犯罪情報・交通安全キャンペーンに関する情報など	交通防災課
子育て支援情報	子育てに関する各種お知らせ、イベント・講座情報、こども健康相談のお知らせなど	地域子育て支援センター、健康づくり課、児童館、子ども家庭課
イベント情報	観光イベント、スポーツイベント、生涯学習イベント、図書館講座、展示会等の情報など	商工観光課、生涯学習課、図書館
行政情報	町からの各種お知らせ、税金の納期、健康教室、選挙のお知らせなど	収納課、健康づくり課、情報広報課、総務課
各種公共施設情報	各公民館、ふれあいセンター、図書館、体育施設のお知らせなど	生涯学習課、図書館
予科練平和記念館情報	展示の開催・イベント・講演会等の情報、施設からのお知らせなど	予科練平和記念館

※平成27年12月から『防災情報』はすべての利用登録者が受信する設定となっています

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『第50回予科練戦没者慰霊祭』の一般開放と参加申込(主催:公益財団法人海原会)

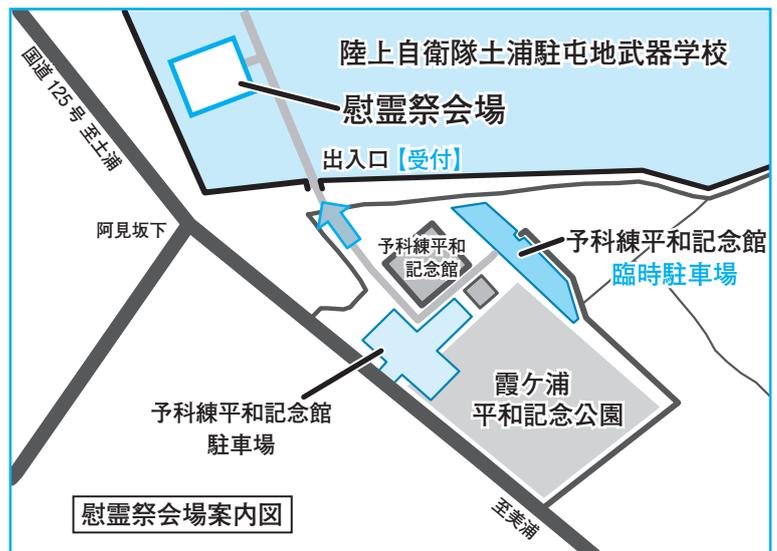
今年も予科練戦没者慰霊祭式典(主催:公益財団法人海原会)が一般に開放されます。

例年、慰霊祭は陸上自衛隊土浦駐屯地内において招待者のみで開催されていましたが、平成28年度から主催の公益財団法人海原会では町民の皆さまに慰霊祭式典を開放することにより、予科練に対する正しい理解を深めてもらい、戦没者慰霊祭の真の姿を認識してもらいたいという考えのもと、予科練平和記念館と連携し、下記のとおり慰霊祭を一般に開放して開催することとなりました。

なお、当日の式典会場への入場口は、陸上自衛隊土浦駐屯地の正門ではなく、予科練平和記念館側の出入口を使用します。車でお越しの場合は予科練平和記念館の臨時駐車場をご利用ください。(下図参照)

※公益財団法人海原会とは・・・予科練出身者の慰霊行事・遺書・遺影等を保管・公開して史実を正しく後世に伝承するために活動している団体です

- ▼期 日:5月28日(日) ※雨天決行
- ▼時 間:午前10時30分～11時30分
(入場開始9時から) ※10時25分に会场上空に飛行機が飛来し慰霊飛行が行われます
- ▼場 所:陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校内『雄翔園』(青宿121-1)
- ▼参加料:無料
- ▼申込方法:事前申込不要。当日直接お越しください。※式典終了後に行われる直会(食事会・懇親会)については参加料・事前申込が必要となります。下記へご連絡ください
- ▼その他:式典当日は予科練平和記念館を無料開放します



▼問合せ:公益財団法人海原会事務局 ☎03-3768-3351

『予科練慰霊祭コンサート』開催(無料)

「第50回予科練戦没者慰霊祭」に先駆けて、陸上自衛隊音楽隊による慰霊コンサートを予科練平和記念館で行います。実物大零戦模型の前に特設会場を設置し、野外に音楽が響き渡ります。

お誘いあわせのうえ、どうぞご参加ください。

- ▼日 時:5月20日(土) 午後1時開演(雨天中止)
- ▼場 所:予科練平和記念館 零戦格納庫前特設会場
※駐車場は記念館駐車場・臨時駐車場をご利用ください
- ▼出 演:陸上自衛隊勝田駐屯地 施設学校音楽隊
- ▼席 数:150席(立ち見も可能)
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください
- ▼主 催:公益財団法人海原会 ☎03-3768-3351
- ▼共 催:予科練平和記念館

予科練戦没者慰霊祭50回記念写真展『素顔の予科練生』開催(無料)

公益財団法人海原会と予科練平和記念館の共催で写真展を開催します。厳しい訓練を積んで、航空兵となった予科練習生にも子どもの素顔がありました。

3人の予科練練習生を中心に家族との写真を交え、訓練では見せないその素顔をご覧ください。

- ▼期 日:5月2日(火)～28日(日)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館となります
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:写真展のみ無料(通常の展示は入館料必要)
- ▼主 催:公益財団法人海原会 ☎03-3768-3351

まちの できごと

インフォメーション

町の給食献立が『米飯給食コンテスト』で入賞

1月31日、地場農畜水産物米食の消費促進を図る『米飯給食コンテスト（県学校給食会主催）』で、町学校給食センターの給食が県農林水産部長賞を受賞しました。
ヤーコンなど町で採れる野菜を中心に、麦ごはん・鶏肉のピーナツがらめ・びりつとこんちゃんサラダ・地場産野菜の味噌けんちん汁・みかんの献立が受賞しました。



『第11回シャフルボード大会』開催

2月8日、町民体育館において、町シルバークラブ連合会主催の『第11回シャフルボード大会』が開催されました。シャフルボードとは、細長い棒で円盤状の器具を得点の書かれたエリアに押し入れるスポーツであり、平成23年から町内で大会が開催されています。当日は234人が大会に参加し練習の成果を競い合いました。



集 予科練平和記念館のラジオ番組が始まりました

4月から牛久コミュニティ放送でラジオ番組『予科練平和記念館へようこそ！』が始まりました。

予科練平和記念館長がラジオパーソナリティを務め、記念館の企画展示やイベントの紹介、町のインフォメーション等をお送りします。皆さんぜひお聴きください！

▼放送日時 毎月第2火曜日
午前10時5分～10時35分
U.U.ワイド85.4内で放送

▼視聴方法 ①FM電波(85.4MHz) ②インターネットサイマル放送(牛久コミュニティ放送ホームページ <http://fmuu.jp/>)を参照してください

■予科練平和記念館 ☎891-3344

お知らせ 『農業ヘルパー』登録者募集

町では平成28年度より『農業ヘルパー制度』を実施しています。

この制度は、農業ヘルパーと

して農作業に従事したい町民と農作業を手伝ってほしい農家が『町農業ヘルパー推進センター(役場農業振興課内)』に登録し、農業ヘルパーを雇用しようとする農家が農業ヘルパーの登録情報に基づき、雇用条件等の交渉を直接農業ヘルパーと行い雇用契約を締結する制度です。

▼対象 町内在住者 ※登録者は登録時に町で指定した傷害保険に加入

▼申込方法 農業ヘルパーを希望する人は農業振興課窓口にお問い合わせください

■農業振興課 ☎888-1111(182)

お知らせ 『創業支援補助金制度』を新設しました

町では産業の活性化を図るため、町内で創業する個人または新事業展開・第二創業する中小企業・個人事業主に対して、創業に係る経費の一部を補助します。制度・申込方法の詳細は左記までお問い合わせください。

▼対象 町創業支援ネットワークによる特定創業支援をうけ適切な事業計画を有する事業

▼補助金額 創業に係る経費の2分の1(補助限度額30万円)

■商工観光課 商工労政係 ☎888-1111(172) <http://www.town.ami.lg.jp/0000003640.html>

町国際交流協会・町観光協会から 代 次 つくばフェスティバル 2017に行こう

町国際交流協会と町観光協会は共同で『つくばフェスティバル2017・国際交流フェア』に参加します。

世界各国のさまざまな料理や文化を楽しむことができるイベントです。町民のみならずぜひお越しください！

▼期日 5月13日(土)正午～午後6時
▼14日(日)午前10時～午後5時

▼場所 つくばセンター広場(つくば市吾妻)

▼出展内容 町国際交流協会：活動のPR・芋煮販売
町観光協会：町の観光PR・町の特産品を使った菓子販売

▼その他 参加料無料・事前申込不要

■町国際交流協会 ☎888-1111(292) ▼町観光協会 ☎888-1111(175)

集 JICA『青年海外協力隊』等 ボランティア募集

独立行政法人国際協力機構(JICA)では『青年海外協力隊』『シニア海外ボランティア』を募集しています。

▼申込期間 5月10日(水)まで
■独立行政法人国際協力機構 ☎03-5226-9813

インフォメーション

お知らせ 情報広報課から①・②

① 町民特派員募集 一緒に広報紙を作りませんか？

町では、町民の視点を取り入れた親しみやすく、わかりやすい広報紙づくりと協働のまちづくりを推進するため、町民特派員を公募します。

▼活動内容

▼月に1回程度、平日に役場等で町職員と一緒に広報紙の取材・編集等を行います▼取材した内容は、広報あみに掲載(年4回程度)

▼委嘱期間

7月～平成30年3月31日

▼謝礼

月額3000円 ※ただし、取材等の協力がなければ支給しない

▼募集人数

2人

▼応募資格

左記の要件をすべて満たす人▼町行政に関心を持ち、特派員として熱意を有する▼20歳以上の町内在住者▼平日に役場等で4時間程度協力できる▼常勤の公務員(臨時的に任用される職員を除く)ではない

▼応募期間

5月31日(水)必着

▼応募方法

役場・各公民館

各ふれあいセンター：うずら出張所に備え付けの応募用紙および町民特派員として地域の話題など町民の皆さんにお知らせしたいこと(400字程度)を郵送

または直接左記に提出する。(平日の午前8時30分～午後5時15分、提出書類は返却しません。) ※応募用紙は、左記の町ホームページからダウンロードできます

http://www.town.am.i.jp/000003746.html

▼選考方法

書類選考・面接(日時は後日連絡)

② 町マスケットキャラクター投票にご協力ください

今後の町では、『いきいき茨城ゆめ国体2019開催(町開催競技：セーリング)』『道の駅開業(平成32年度予定)』など大きなイベントが予定されています。

これらのイベントは、町の魅力を広く町内外にPRし、地域活性化を推進するための良い機会です。町は、この機会を効果的に推進するために、町を代表するマスケットキャラクターの検討をしています。

町民の皆さまに愛着を持っていただけるキャラクターとするため、マスケットキャラクター投票を左記のとおり実施します。

▼投票期間

5月19日(金)まで

▼投票方法 ① 投票用紙による

投票：左記の投票箱設置場所に備えた投票用紙に記入のうえ、投票してください②インターネットによる投票：町ホームページの投票専用ページから投票してください。左記のQRコードからも投票できます

http://www.town.am.i.jp/000003588.html

▼投票できる人

町内に在住・在学・在勤している人

▼キャラクター候補

A:アミゴン B:今後検討する新しいキャラクター

▼投票結果

町ホームページおよび『広報あみ』に掲載します(6月～7月ごろ)

▼投票箱設置場所

役場▼うずら出張所▼総合保健福祉センター▼中央公民館▼君原公民館▼かすみ公民館▼本郷ふれあいセンター▼舟島ふれあいセンター

▼その他

「アミゴン」がマスケットキャラクターに選ばれた場合は、現在の「アミゴン」を基にデザイン等の検討を進めていくこととなります

お知らせ 土浦保健所から①・②

① 精神保健相談 アルコール依存症家族教室実施

土浦保健所では、精神科医師による精神保健相談や、精神保健福祉士によるアルコール依存症家族教室を実施しています。

● 精神保健相談

● 期日 ①毎月第3金曜日②毎月第1火曜日 ※平成30年1月は1月10日(火)に開催

● 時間

①午後2時～午後4時 ②午後2時30分～4時30分

● 対象

①一般精神②老人精神

● 募集人数

①②各2組

● アルコール依存症家族教室

● 期日 毎月第4木曜日 ※11月・12月は11月30日(木)、12月14日(木)に開催

● 時間

午後1時30分～3時

● 場所

土浦保健所(土浦市下高津)

● 申込方法

電話で左記に申し込む(予約制)

② 植えてはいけない「けし」の発見にご協力ください

「けし」の仲間、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には法律で栽培が禁止されているものがあります。葉の特徴として茎を抱き込むようにしています。植えてはいけない「けし」を発見した場合左記までご連絡ください。

▲ アツミゲシ(セティゲルム種)

▲ ケシ(八重)ソムニフェルム種

▲ 土浦保健所保健指導課

☎ 82115516 ②保健衛生課 ☎ 82115364

▲ 阿見棋友会から

「さわやか将棋大会」開催

▼日時

5月14日(日) 受付：午前9時から 対局：10時から 解散：午後5時

▼場所

中央公民館2階和室

▼参加料

一般：1500円

▼会員

1000円 中学生以下：600円(食事代含む)

▲ 阿見棋友会

野口 ☎ 88716581





募集 食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講習会受講者募集

1 食生活改善推進員(ヘルスマイト)養成講習会受講者募集
健康で生き生きとした毎日を過ごすために、正しい食生活はとて大切です。

町では食生活改善推進員養成講習会を開催し、地域や町のイベント等で食生活改善推進員(ヘルスマイト)としてボランティア活動ができる人を募集します。

期日 6月16日(金)・7月13日(木)・8月8日(火)・9月14日(木)・10月18日(水)・11月17日(金)・12月14日(木)・平成30年1月19日(金)

時間 午前9時30分～午後1時
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技
対象 次のすべてを満たす人
20歳～おおむね65歳くらい
町内在住
食生活について強い関心がある
修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる

参加料 無料
申込期間 5月26日(金)まで

※土・日・祝日を除く
申込方法 電話または直接左記に申し込む

2 親子相談ルーム「くれよん」
お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか? 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム「くれよん」は予約制のため、事前に左記にお問い合わせください。

申込方法 電話または直接左記に申し込む
健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

お知らせ 町シルバー人材センター

入会説明会開催
期日 5月9日(火)
時間 午前10時～正午
場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

マイホームの「三宮繕」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」
ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

日時 5月16日(火)～18日(木)、23日(火)～25日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211 (3411)

自動車税の納税は5月31日までに
自動車税は毎年4月1日現在で自動車の所有者(割賦販売契約の場合は使用者)として登録されている人に課税されます。

納税通知書が届きましたら納期限の5月31日(水)までに、コンビニエンスストア・金融機関・郵便局 県税事務所窓口で納付してください。

納付できる場所は納税通知書裏面に記載されています。また、クレジットカードで納税することもできます。

「Pay-easy(ペイジー)」での納付を希望される場合は、左記へお問い合わせください。

へお問い合わせください。
土浦県税事務所収税第一課 ☎822-17205

募集 「介護職員初任者研修」受講者募集
期日 6月11日～10月1日までの日曜日(うち16日間)
時間 午前9時30分～午後4時30分(初日と2日目は午前9時～午後5時)

場所 県母子寡婦福祉連合会『母子・父子福祉センター』(水戸市八幡町)
対象 ひとり親家庭の父母で今後就労を希望し、全日程出席できる人

内容 「介護職員初任者」資格取得のための研修
受講料 自己負担金6000円(教材費等)、ボランティア行事保険料を講習初日に納付

募集人数 20人(定員で締切)
申込方法 役場子ども家庭課にある申込書に受講理由を記入し、左記へ申し込む

申込期間 5月22日(月)まで
※土・日・祝日を除く
その他 託児サービスあり(2歳児以上)
ひとり親家庭になって7年未満で所得が一定未満の人は交通費の一部を支給

県母子寡婦福祉連合会『母子・父子福祉センター』 ☎029-1221-8497

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ
家の耐震等が心配という方には、当社のホームワエル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

リフォームしませんか?
「Before」屋根 外壁 水廻り 外構...etc 「After」
リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。



インフォメーション

お知らせ 『手話奉仕員養成講座』受講者募集

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、左記のとおり講座を開催します。

入門課程

▼日時 6月14日～平成30年2月21日の水曜日 午後7時～9時(全28回)
▼場所 土浦市四中地区公民館(土浦市国分町)

▼内容 日常会話程度の手話表現の習得
▼対象 町内在住・在勤で手話学習経験のない人

▼基礎課程
▼日時 6月15日～平成30年2月22日の木曜日 午前10時～正午(全30回)

▼場所 土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)
▼内容 より高度な手話表現技術の習得
▼対象 町内在住・在勤で入門課程を修了した人または手話講習会の受講経験のある人(手話の読み取りや手話による日常会話ができる人)

▼募集人数 各5人(申込多数の場合は抽選)

●参加料 無料(テキスト代は自己負担)

●申込期間 5月19日(金)必着

●申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望課程・具体的な手話講座の受講経験を記載し往復はがきで左記に郵送する

〒300-0392 阿見町中央1-1-1 社会福祉課
☎888-1111(164)

お知らせ 『家族介護支援事業』参加者募集

▼期日 5月19日(金)

▼時間 午後1時30分～4時30分

▼場所 阿見消防署
▼内容 救急蘇生法(救命講習・AED講習)

▼講師 阿見消防署員
▼対象 町内在住・在勤の人

▼募集人数 20人程度
▼参加料 無料

▼申込期間 5月15日(月)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼町地域包括支援センター ☎887-8124

お知らせ 『国保・医療・介護なんでも電話相談室』開催

▼期日 5月20日(土)

▼時間 午前9時30分～午後0時30分

▼相談内容 ▼医療や介護サービスの利用で困っていること

▼費用や保険料負担で困っていること ▼負担軽減策など

▼回答者 ケアマネジャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ

▼相談料 無料
▼電話番号 029-2281-0600・0602
▼県社会保険推進協議会 ☎029-2281-0600

お知らせ 子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なときに看護師がアドバイスします。

▼相談時間 月～土：午後6時30分～翌朝午前8時

▼日曜・祝日・12月29日～1月3日：午前8時～翌朝午前8時

▼電話番号
▼プッシュ回線の固定電話・携帯電話：☎8000(短縮ダイヤル)

▼すべての電話から… ☎029-2254-9900
▼県救急医療情報システム課 ☎029-241-6996

お知らせ 在職者訓練受講生募集

▼期日 7月5日(水)・6日(木)

▼時間 午前9時～午後5時

▼内容 ガス溶接技能講習(労働安全衛生法に基づく特別教育)

▼定員 10人
▼受講料 2750円

▼申込期間 5月8日(月)～29日(月)必着

▼場所 県立土浦産業技術専門学校(土浦市中村西根)

▼申込方法 講座名・氏名・住所・電話番号・年齢・職業(会社名)を記入し往復はがきまたはインターネットで左記に申し込む(定員を超えた場合は抽選)
〒300-0849 土浦市中村西根番外50 県立土浦産業技術専門学校 ☎841-3551
http://www.t.gakui.ac.jp/

募集 『第11回つくば国際ウォーキング大会』参加者募集

自然と科学が調和するつくば市を楽しく歩いてみませんか? 申込方法などの詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼期日 6月3日(土)・4日(日)

▼内容 つくば山麓・筑波宇宙センター周辺等、つくば市内のさまざまな地域を巡るコースを歩くことができます

▼申込期間 5月19日(金)まで

▼つくば国際ウォーキング大会実行委員会事務局 ☎029-2621-2428
http://www.ibaraki-walking.jp/ibaraki.html

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

〈未就園児教室のご案内〉

来年就園予定の年少・3歳児 (H26.4.2～27.4.1 生)
年中・4歳児 (H25.4.2～26.4.1 生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう!

※お問い合わせ頂いた方には、ご案内状を送付させていただきます。

5月～7月で3～4回位予定!

参加費用は無料です。



☆阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471☆

町体育協会から
募集
「剣道体験教室」参加者募集
 お友達や親子で剣道を体験してみませんか？ たくさんのご参加をお待ちしています！

- ▼ **期日** 5月27日(土)
 - ▼ **時間** 午前10時～正午(集合…9時30分)
 - ▼ **場所** 町民体育館
 - ▼ **講師** 町体育協会剣道部員
 - ▼ **対象** 年長から大人まで
 - ▼ **参加料** 無料
 - ▼ **申込方法** 事前申込不要。当日直接ご来場ください
 - ▼ **その他** 運動できる服装(ジヤージ等)でご参加ください
- 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-2526

イベント
「いばらぎ看護の祭典」開催

- ▼ **期日** 5月14日(日)
 - ▼ **時間** 正午～午後3時30分
 - ▼ **場所** 県立県民文化センター大ホール(水戸市千波町)
 - ▼ **内容**
 - ▼ **キャンドルサービス**
 - ▼ **ミニコンサート**(出演…かとうれい子氏) ▼ **特別講演**「聞いて長生き！ 笑って健康！ 健康人生ハンザイ！」(講師…林家うん平氏)
 - ▼ **その他** 参加料無料・申込不要当日直接お越しください
- 県看護協会 ☎029-221-6900

うしくあみ斎場のご案内

うしくあみ斎場は、牛久市と阿見町で構成する牛久市・阿見町斎場組合が運営する公営斎場です。

▼受付時間

午前8時30分～午後5時15分 ※年始を除く

▼対象

- ▼ 『圏域内住民(死亡者または使用者が町または牛久市に住民登録している人)』の人は火葬・式場が利用できます
- ▼ 『圏域外住民(上記以外の人)』は火葬のみ利用できます

▼利用方法

- ▼ **仮予約:** ご不幸が起きた場合は、ご親族や関係者(自治会・葬儀組合・葬儀社・僧侶等)と相談していただき、葬儀の日取りが決まりましたら当斎場に電話し仮予約してください
- ▼ **本予約:** 仮予約後、町へ死亡届とともに使用許可申請書を提出していただき、本予約となります

▼利用料金(圏域内にお住まいの人)

区 分		単 位	使用料(円)	区 分		単 位	使用料(円)
斎 場	大式場 (定員120人)	告別式	61,700	火 葬	大人(13歳以上)	1体	5,000
		通夜	61,700		小人(13歳未満)	1体	3,000
	中式場 (定員80人)	告別式	46,200		死産児	1体	2,000
		通夜	46,200		改葬	1改葬	2,000
	小式場 (定員60人)	告別式	30,800		肢体	1包	2,000
		通夜	30,800		産じょく汚物類	10kg	2,000
	家族葬式場 (定員23人)	告別式	15,400		火葬時(2時間まで)	1室	5,100
		通夜	15,400		告別式(午後9時まで)	1室	5,100
遺体保管庫	1棺	1日	5,100	待合室	収骨後(2時間まで)	1室	5,100

▼利用料金(圏域外にお住まいの人)

区 分	単 位	使用料(円)	区 分	単 位	使用料(円)		
火 葬	大人(13歳以上)	1体	25,000	火 葬	改葬	1改葬	10,000
	小人(13歳未満)	1体	15,000		肢体	1包	10,000
	死産児	1体	10,000		産じょく汚物類	10kg	10,000
遺体保管庫	1棺	1日	15,300	待合室	火葬時(2時間まで)	1室	25,500

▼問合せ うしくあみ斎場(牛久市久野町 2867) ☎830-9888

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
 *全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
 阿見中学校 コンビニ 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
 (前級評訟等代理関係業務認定) 司法書士 瑞一樹

TEL 029-804-0382
 E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
 (平日 午前9:00～午後6:00)
 ・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

行政相談

日時 5月11日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,419人 (- 46) ▽4月1日現在
- 男性 23,454人 (- 43) ▽常住人口ベース
- 女性 23,965人 (- 3) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,104世帯 (+ 28) ▽情報広報課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(水)

6月の納税等

町・県民税(1期)

介護保険料(2期)

納期限 6月30日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	131件(369)
出場件数 189件(538)	交通事故	12件(42)
	一般負傷	24件(70)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	22件(57)
	合計	189件(538)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店